

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第10号

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年美浜町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、初任給調整手当(<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。</u>)、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条 <u>初任給調整手当は、給与条例第11条及び第11条の2の規定の例による。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条 給与条例第11条<u>の規定は、職員について準用する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の</u></p>

基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

5・6 〔略〕

(勤勉手当)

第13条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 〔略〕

125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

5・6 〔略〕

(勤勉手当)

第13条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 〔略〕

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。